

小松島市戸籍住民課に返戻された通知カードの 受取り方法のお知らせ

次の場合などは、戸籍住民課（市役所1階①番窓口）に通知カードが返戻されています。

- ・転送の届出をしている。
- ・転送の届出の登録期間が過ぎている。
- ・郵便局での保管期間（7日間）を経過している。

◆受取方法 返戻された通知カードの受取には次の書類が必要です。

【同一世帯の方が受け取る場合】

- ◎窓口に来られる方の本人確認書類（A1点またはB2点）

【代理人（同一世帯以外の方）が受け取る場合】

- ◎代理人の本人確認書類（A1点またはB2点）
- ◎委任状（※市ホームページからダウンロードできます。）
- ◎委任する者の本人確認書類（A1点またはB2点）

【法定代理人が受け取る場合】

- ◎法定代理人の本人確認書類（A1点またはB2点）
- ◎資格を証する書類（登記簿謄本など）
- ◎本人の本人確認書類（A1点またはB2点）



本人確認書類（有効期間内のもの）

A: 顔写真があるもの1点（免許証、旅券、在留カードなど）

※老人等無料バス優待券（証）は認められません。

B: 顔写真がないもの2点（健康保険証、年金証書、預金通帳、学生証など）

※なお、本人確認書類、資格を証する書類については、コピーし保管させていただきます。
また、通知カード受取の際は受領書にご記入いただきますのでご了承ください。

- ◆**受取場所** 戸籍住民課（市役所1階①番窓口）
- ◆**受付時間** 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝休日を除く）
- ◆**保管期間** 返戻された日から3か月程度保管します。

通知カードを受け取られた方をご確認ください

通知カードの記載内容が 現在の氏名・住民票の住所等と同じであるかご確認ください。

【違う場合】

通知カードに新しい氏名・住所等の裏書が必要となります。

通知カードと本人確認書類（免許証、パスポートなど）をお持ちのうえ、戸籍住民課（市役所1階①番窓口）までお越しください。

※新しい住所が小松島市外の場合は、住所のある市町村窓口にお問い合わせください。

【同じ場合】

そのまま大切に保管してください。